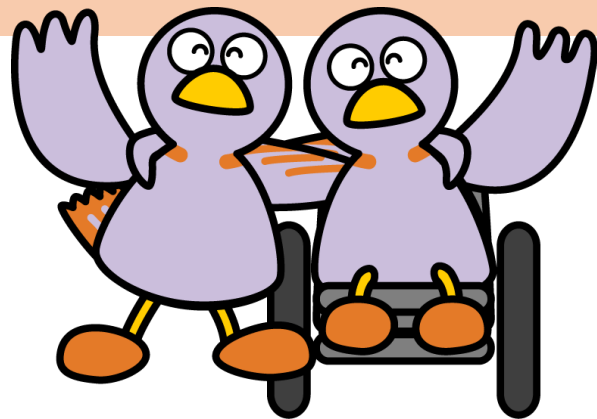
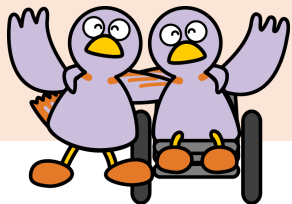


地域生活支援事業・ 地域生活支援促進事業について



埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県 福祉部 障害者支援課
総務・市町村支援担当

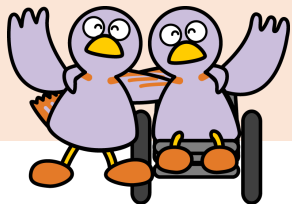


(1) 概要

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各地方自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「**統合補助金**」である。

地域生活支援事業については、引き続き、前年度の執行実績や必須事業の実施状況等を踏まえて配分される予定である。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づいて算定しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。



(1) 概要

「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、**事業ごと**に交付する補助金により事業を実施するものである。**1／2**又は**定額の補助額**を確保している。

したがって、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

例年**3～5月頃**にかけて、各事業ごとに事前協議を実施

※追加協議は行われないため、遺漏なきようご注意ください

令和7年度当初予算案 502億円（501億円）※（）内は前年度当初予算額

○地域生活支援事業 442億円（441億円）
○地域生活支援促進事業 60億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。
また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】国1/2又は定額（10/10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞

1,730市町村、47都道府県
※ 令和4年度実績ベース

(令和7年度予算案)地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業
1 理解促進研修・啓発事業
2 自発的活動支援事業
3 相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4 成年後見制度利用支援事業
5 成年後見制度法人後見支援事業
6 意思疎通支援事業
7 日常生活用具給付等事業
8 奉仕員養成研修事業
9 移動支援事業
10 地域活動支援センター機能強化事業

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

任意事業
1 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 (6) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
2 社会参加支援 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

(令和7年度予算案)地域生活支援事業(都道府県事業)

必須事業
1 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
5 広域的な支援事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業
1 サービス・相談支援者、指導者育成事業 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 障害者ピアサポート研修事業 (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (8) 精神障害関係従事者養成研修事業 (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業 (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業
2 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 医療型短期入所事業所開設支援 (5) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
3 社会参加支援 (1) 手話通訳者設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 (11) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
4 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 (5) 就労移行等連携調整事業
5 重度障害者に係る市町村特別支援

(令和7年度予算案)地域生活支援促進事業

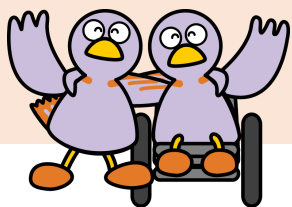
都道府県事業

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 14 「心のバリアフリー」推進事業 |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 15 身体障害者補助犬育成促進事業 |
| 3 発達障害者支援体制整備事業【 拡充 】 | 16 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 17 発達障害診断待機解消事業 |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業 | 18 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 |
| 6 工賃向上計画支援等事業【 拡充 】 | 19 障害者ICTサポート総合推進事業 |
| 7 障害者芸術・文化祭開催事業 | 20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 |
| 8 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修) | 22 地域における読書バリアフリー体制強化事業 |
| 9 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 | 24 入院者訪問支援事業 |
| 10 成年後見制度普及啓発事業 | 25 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業 |
| 11 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 | 26 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 |
| 12 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 | 27 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業 |
| 13 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 | |

市町村事業

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 21 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 |
| 10 成年後見制度普及啓発事業 | 22 地域における読書バリアフリー体制強化事業 |
| 16 発達障害児者及び家族等支援事業 | |

— 35 — 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【**拡充**】



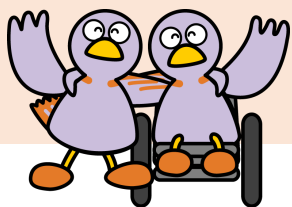
(2) 市町村必須事業について

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられている。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保が求められている。

なお、意思疎通支援事業等については、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されている。

※事業の実施・見直しの際には、最新の実施要綱をご確認ください



(2) 市町村必須事業について

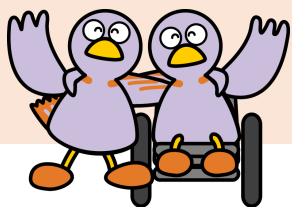
理解促進研修・啓発事業

障害者等や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施することにより、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的とする。

※ この実施要領において「心のバリアフリー」とは、障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。

実施内容

実施主体が実施する、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業とする。



(2) 市町村必須事業について

理解促進研修・啓発事業

実施形式

ア 教室等開催

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児又は難病等の障害特性等を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。

イ 事業所訪問

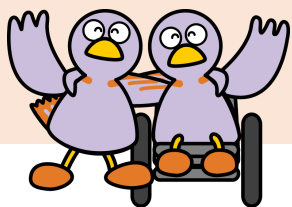
地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。

ウ イベント開催

有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。

エ 広報活動

障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。



(2) 市町村必須事業について

理解促進研修・啓発事業

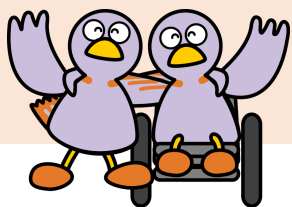
実施形式

オ 身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための取組

- (ア) 具体的事例を通じ、障害者等が日常生活を営む上で感じる心のバリアを知るとともに、そうした場面におけるコミュニケーション手法を学ぶための教材の作成、公開や地域住民に対する研修会の開催を行う。
- (イ) 内部障害等、外見からは障害があることがわかりづらい方が、周囲に支援を求めるために有効となるツール等の周知・頒布を行う。
- (ウ) サービス業をはじめとする企業の従業員向けに、障害のある方に対する接遇の向上や合理的配慮の推進に資する情報発信・研修等を行う。

カ その他形式

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。



(2) 市町村必須事業について

理解促進研修・啓発事業

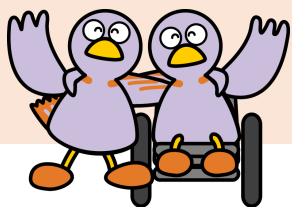
留意事項

- (1) 事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めること。また、事業は通年的に実施するように努めること。
- (2) 障害以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も対象となるが、本事業の対象となるのはあくまでも障害に関する部分に限る。
- (3) 障害施策や事業所の説明パンフレット等の製作や最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等、単に施策や用具等を説明するだけのものは本事業の対象とならない。

理解促進研修・啓発事業の取組事例

(資料1-5)

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。 ■ 障害を理解し、日常でのちょっとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・DVDを使ったサポーター養成研修を開催。 ■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などを行う出前講座を開催。 ■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
事業所訪問	■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーの開催。 ■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。
イベント開催	■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通して相互理解を深めること等を目的としたイベントの開催。 ■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたボニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。 ■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。 ■ 月1回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントの開催。
広報活動	■ 市と障害者団体が連携し市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・FMラジオを活用した広報を実施。 ■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。 ■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げてSOSを示す合図（白杖SOSシグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖SOSシグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。
その他の形式	■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。 ■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。 ■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。



(2) 市町村必須事業について

自発的活動支援事業

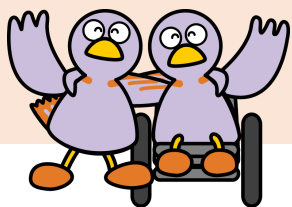
障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図る。

対象者

実施主体管内の障害者等、その家族又は地域住民等

実施内容

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う事業とする。



(2) 市町村必須事業について

自発的活動支援事業

実施形式

ア ピアサポート活動支援

障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。

イ 災害対策活動支援

障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

ウ 孤立防止活動支援

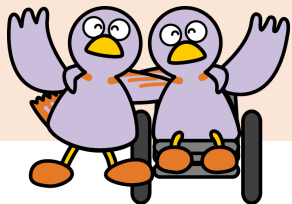
地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動を支援する。

エ 社会活動支援

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。

オ ボランティア活動支援

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。



(2) 市町村必須事業について

自発的活動支援事業

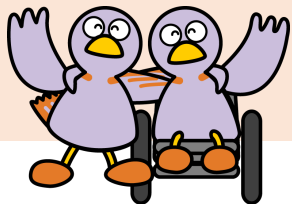
実施形式

カ 身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動支援

- (ア) 地域住民が、障害者等が社会生活を営む上で感じる心のバリアに気づき、実際に声かけや簡易な支援等を行うことができるよう、実践的な研修会の開催を行う。
- (イ) 障害者等が日常生活を営む上で困りごとが生じた際、円滑に周囲に援助を求めることができるよう、障害者等に対する一定の理解を有するとともに適切な支援を行うことのできる地域住民が、一見してそれとわかるためのツールの周知・頒布を行う。

キ その他形式

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式による活動を支援する。



(2) 市町村必須事業について

自発的活動支援事業

留意事項

(1) 団体へ委託又は補助する場合、支出された委託費又は補助金が単に団体を維持するための管理費として使用されていないかを精査し、真に事業目的だけに使用されているか確認すること。

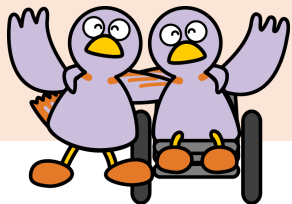
(2) 特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。

自発的活動支援事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
ピアサポート (障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換等を行う活動支援)	■ ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を支援。 ■ 障害のある方が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグループ活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、情報交換や悩みの共有などを行う活動を支援。
災害対策	■ 避難体験会・防災講演会を開催防災の手引き・福祉避難所の運営が円滑に行われるためのマニュアルの作成を実施。 ■ 災害時に備え障害のある方が取り組むべき内容や、災害時に地域住民に求められる取組に関するパンフレットを作成。 ■ 障害のある方から災害時に必要な支援に関する情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成、併せて地域の機関・団体と連携し、見守りネットワークを構築。
孤立防止	■ 地域で生活している障害のある方の居宅を訪問し、日頃の状況の把握や地域や関係機関との関わりを創出するための活動を支援。 ■ 障害のある方の孤立化を防止するために行う訪問活動・学習活動を支援。
社会活動	■ 障害のある方が参加することを想定したお祭りなどの地域のイベントや地域住民との交流会を開催し、障害者等の社会活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族と地域住民が一体となって取り組む活動を支援。 ■ 障害のある方自らが地域住民に対して行う、障害についての啓発活動を支援。 ■ 障害のある方がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃を行う活動を支援。
ボランティア活動	■ 障害のある方やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室やボランティア育成講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 視覚障害のある方との交流活動や視覚障害のある方のために点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を行うボランティアの入門講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 音訳のボランティア活動を実施する団体が、視覚障害のある方のために音訳CD等を作成し配布する活動や、その担い手確保のためのボランティア養成講座を開催する活動を支援。
その他の形式	■ 障害のある方の社会参加、地域との交流、外出意欲を促すため、障害のある方自身による物品販売などの自発的活動を地域住民に報告する活動を支援。 ■ 障害のある方が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方の困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、障害のある方の働く機会を創出する。

※ これまでの地域生活支援事業費等補助金実績報告をもとに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成

出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
令和7年3月14日障害保健福祉関係主管課長会議資料



(2) 市町村必須事業について

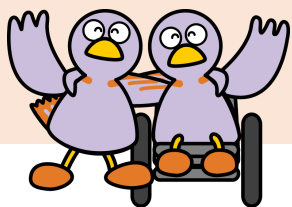
相談支援事業

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(1) 基幹相談支援センター機能強化事業

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

※「障害者相談支援事業」については交付税を財源



(2) 市町村必須事業について

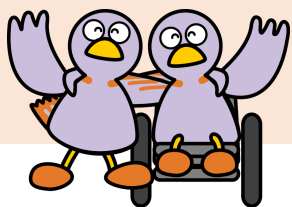
相談支援事業

(1) 基幹相談支援センター機能強化事業

市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する主任相談支援専門員等の専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

事業内容

- (ア) 基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置
- (イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
- (ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組



(2) 市町村必須事業について

相談支援事業

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

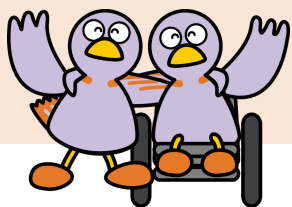
事業内容

(ア) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

(イ) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。



(2) 市町村必須事業について

相談支援事業

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

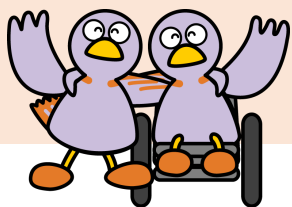
対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している精神障害者に係る者は除く。

※一部事業内容については、地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できる

- ・ 障害者支援施設等に入所している障害者等に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整
- ・ 24時間支援



(2) 市町村必須事業について

成年後見制度利用支援事業

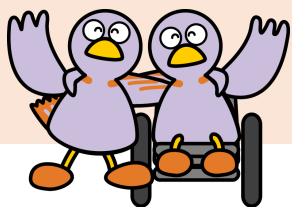
障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下、「法施行規則」という。）第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する。

対象者

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者



(2) 市町村必須事業について

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

- ア 研修対象者：法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
- イ 研修内容等：実施主体は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

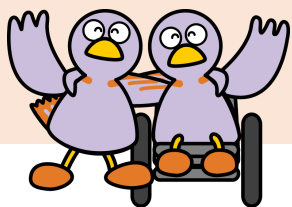
(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

法人後見の活用等のための地域の実態把握、推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

- ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業



(2) 市町村必須事業について

意思疎通支援事業

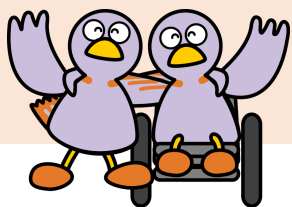
聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。

対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等



(2) 市町村必須事業について

日常生活用具給付等事業

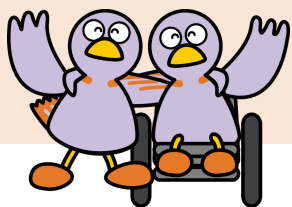
障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

事業内容

日常生活上の便宜を図るため、障害者等に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。

対象者

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等であって、当該用具を必要とする者



(2) 市町村必須事業について

手話奉仕員養成研修事業

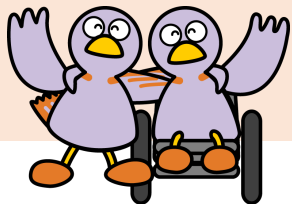
手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修する。

対象者

実施主体が適当と認めた者



(2) 市町村必須事業について

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

事業内容

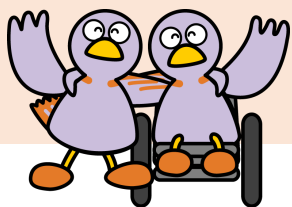
移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

対象者

実施主体が外出時に移動の支援が必要と認めた障害者等とする。

サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として実施主体が認めた者とする。



(2) 市町村必須事業について

移動支援事業

実施方法

実施主体の判断により地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施すること。なお、具体的には以下の利用形態が想定される。

ア 個別支援型

個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援

イ グループ支援型

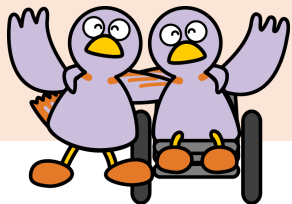
(ア) 複数の障害者等への同時支援

(イ) 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

ウ 車両移送型

(ア) 福祉バス等車両の巡回による送迎支援

(イ) 公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援



(2) 市町村必須事業について

地域活動支援センター機能強化事業

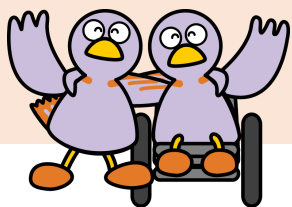
障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

事業内容

基礎的事業（注１）に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として次のような類型を設け事業を実施することが考えられる。

（注１）

基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（法第８０条第１項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）



(2) 市町村必須事業について

地域活動支援センター機能強化事業

事業形態の例

ア 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

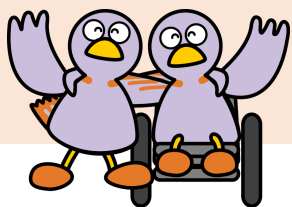
地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

(ア) 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。

(イ) このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

※職員配置の例、利用者数等については、国実施要綱参照

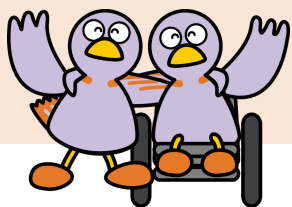


(3) 適正な実施について

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の留意事項において次のように明記されている。

- ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
- イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

※適切な算定が行われているか疑わしい事案が見られるため、補助金の交付申請等に、国庫補助対象外の経費が含まれていないことを十分にご確認ください。



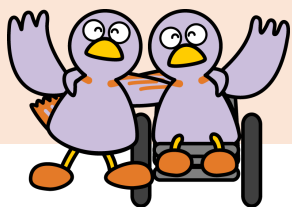
(4) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関係

日中一時支援事業について

〔生活介護等におけるサービス提供時間ごとの基本報酬の設定等〕

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の基本報酬については、サービス提供時間毎に、8時間以上9時間未満まで設定されることに加え、延長支援 加算は9時間以上の支援が評価される体系に改定されます。
- これらの改定により、例えば、これまでは生活介護の営業時間終了後に、日中一時 支援事業による預かりニーズへの対応がなされているケース等について、営業時間の 延長により、支援ニーズの一部は生活介護での対応が可能になることが考えられます。
- なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われます。

出典：「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について（周知）」
（令和6年3月14日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡通知）



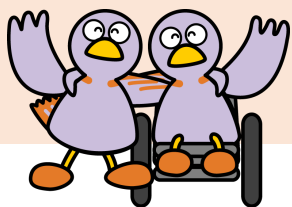
(4) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関係

移動支援事業について〔行動援護における短時間の支援の評価等〕

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護については、強度行動 障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援 を評価するなどの改定が行われます。
- 都道府県や市町村においては、この報酬改定を踏まえ、移動支援事業の利用者であって、行動援護の対象要件（注）に該当する者については、行動援護により専門的な 支援が受けられるようにするとともに、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努 めていただくことが必要です。

（注）区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）である者

出典：「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について（周知）」
（令和6年3月14日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡通知）



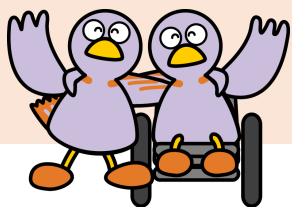
(4) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関係

訪問入浴サービスについて

〔生活介護等における入浴支援加算の創設〕

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の入浴支援については、医療的ケアが必要な者等を評価する加算が創設されます。
- 入浴ニーズへの支援の評価により、訪問入浴サービスを利用している一部の医療的 ケアが必要な者等においては、生活介護事業所において入浴ニーズに対応できるよう になることが考えられます。
- また、今般の改定においては、福祉型強化短期入所サービス費に医療的ケア児者の 入浴支援等、日中の支援ニーズに対応するサービス類型を評価する基本報酬を創設しており、今まで以上に入浴ニーズへの対応が可能となることが考えられます。
- なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、医療的ケア児と重症心 身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価する加算が創設されます。

出典：「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について（周知）」
（令和6年3月14日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡通知）



(5) 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 (市町村任意事業)

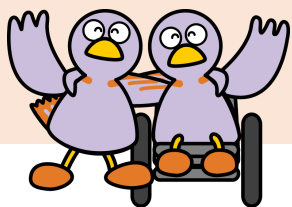
地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業

実施主体：市町村等

地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。

- 拠点コーディネーターの配置による緊急時に備えるための相談支援や事前のニーズ把握
- 入所者や施設等への地域移行に向けた働きかけ
- 緊急時のための支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等

事業の詳細については、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱」を参照



(6) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (地域生活支援促進事業) について

【事業内容】

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

【対象者】

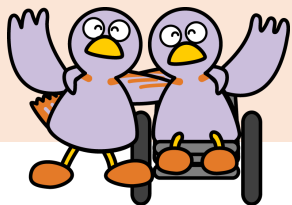
重度訪問介護・同行援護・行動援護 を利用している者

【実施主体】

市区町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

【補助率】

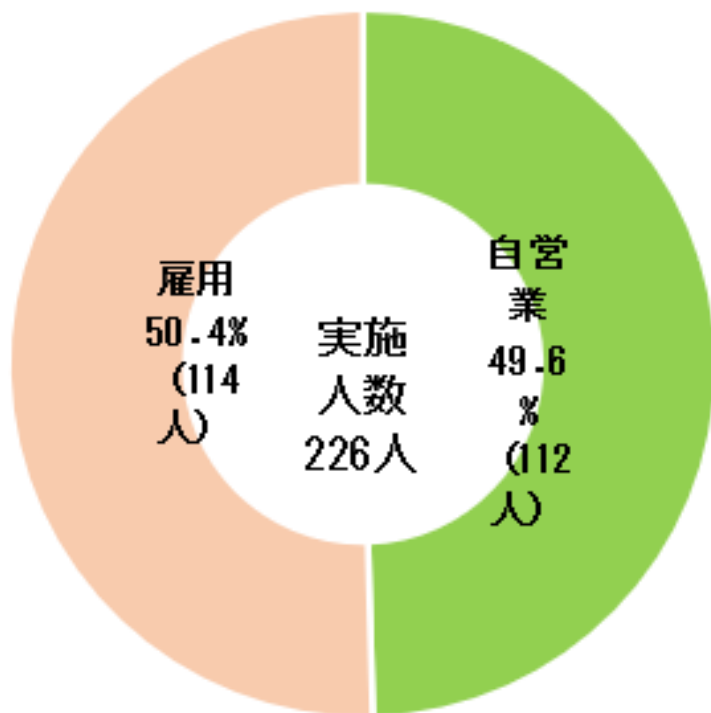
国 1／2、都道府県 1／4、市区町村 1／4



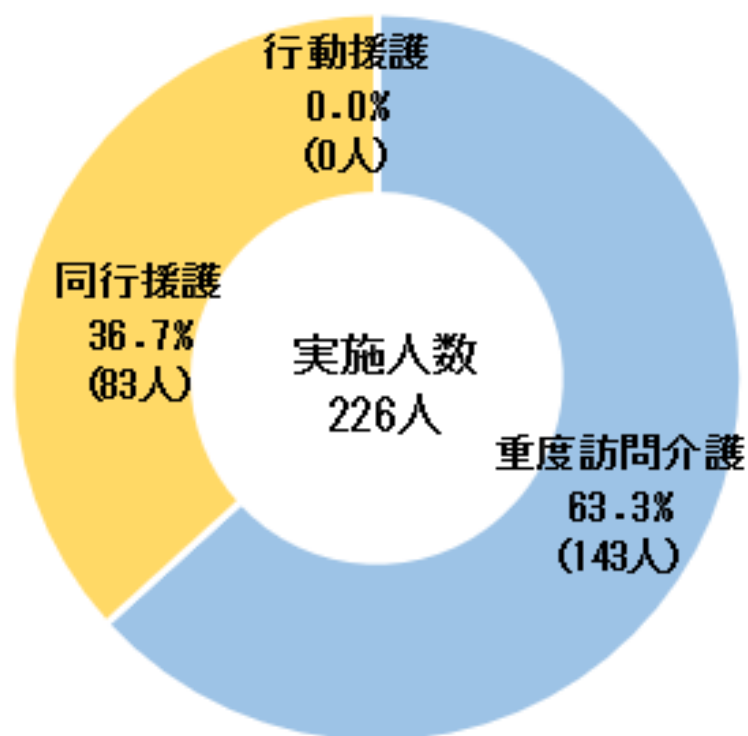
(6) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (地域生活支援促進事業) について

令和6年7月31日現在の全国の実施状況 ※ 厚生労働省公表資料を基に作成

就業形態



障害福祉サービス



雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算案 7.7億円（7.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】

これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 スキーム

<連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者※1

職場等における支援

通勤支援

B 自営等で働く者※2

職場等における支援

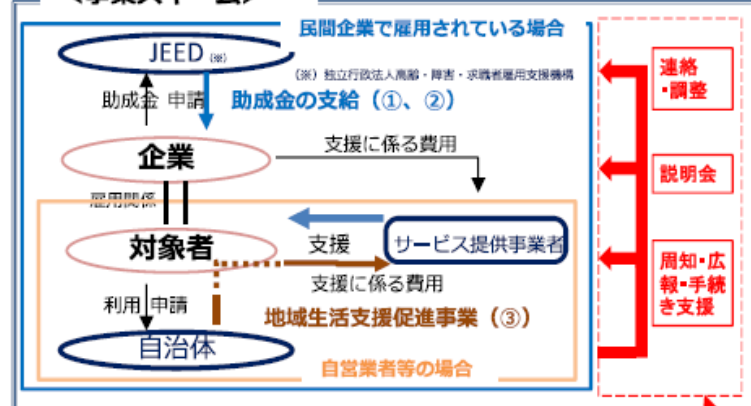
通勤支援

※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援（3ヶ月まで）に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。

※2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

<事業スキーム>

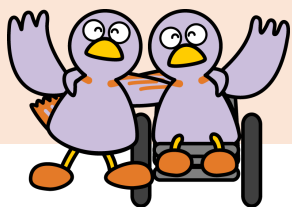


4 実施主体等

◆ 実施主体：市区町村

◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
令和7年3月14日障害保健福祉関係主管課長会議資料



(7) 重層的支援体制整備事業について

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う 重層的支援体制整備事業が創設されている。

重層的支援体制整備事業を実施する市町村におかれては、以下の対象事業について「地域生活支援事業費等補助金」の補助対象から「重層的支援体制整備事業」の補助対象となるので、執行に当たってはご留意いただきたい。

- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等分
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業分

※両事業とも、基礎的事業の交付税措置分を除く。

また、今後移行する自治体におかれては、所要見込みを厳格に精査いただき、特に交付税措置分を所要見込みに含めることがないよう、ご注意ください。